



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の変更……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二一件)……………
 - ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
 - 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………
 - ……………(水道局)…
 - 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………
 - ……………(同)…
- 東京都告示第千三百八十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき立川都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和四年十月二十一日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第九号東大和狭山緑地
- 三 事業施行期間 令和四年十月二十一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 東大和市奈良橋一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称及び変更後の住所 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 千代田区丸の内一丁目七番十二号
- 二 支援業務を行う事務所の変更後の所在地 千代田区丸の内一丁目七番十二号
- 三 変更の年月日 令和四年十月十三日

●東京都告示第千三百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第

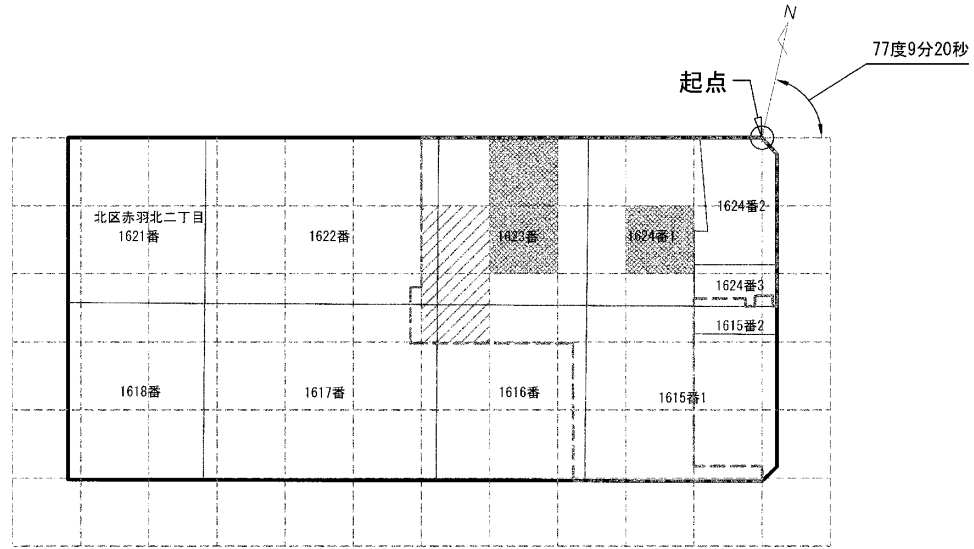
一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(北区赤羽北二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】
 起点は、北区赤羽北二丁目1624番2の最北端とする。

【格子の回転角度（77度9分20秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - 調査対象地
 - 筆境界
 - ▨ 要措置区域 (この告示により指定する区域)
 - ▩ 要措置区域 (令和4年東京都告示第1155号により指定した区域)

●東京都告示第千三百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十一日

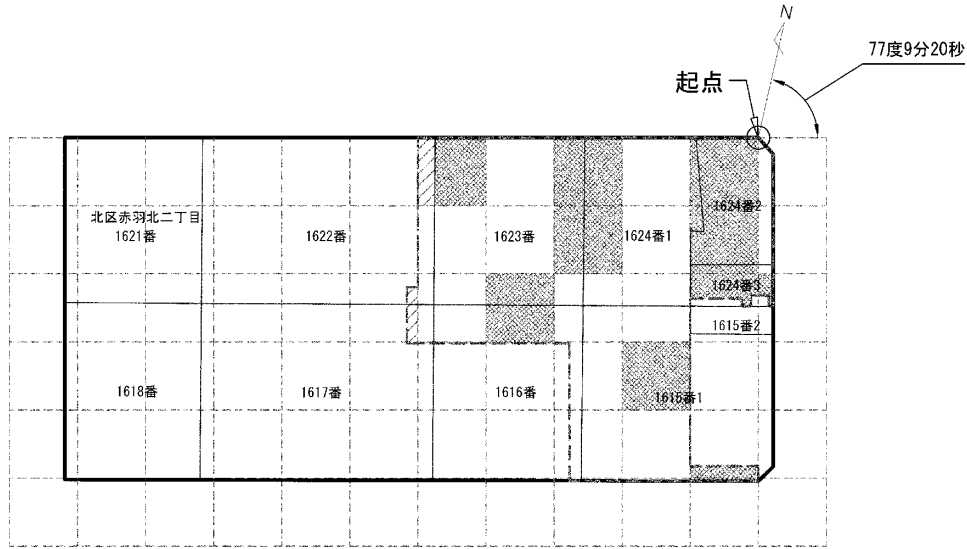
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽北二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、北区赤羽北二丁目1624番2の最北端とする。

【格子の回転角度（77度9分20秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- · - 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更所要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更所要届出区域
(令和4年東京都告示第1156号により指定した区域)

●東京都告示第千三百九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（江東区大島四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、江東区大島四丁目174番の最北端とする。

【格子の回転角度（1度21分30秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

| 凡 例 | |
|-----|--|
| | 調査対象地 |
| | 単位区番 |
| | 形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第1402号により指定した区域) |
| | 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域) |

●東京都告示第千三百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

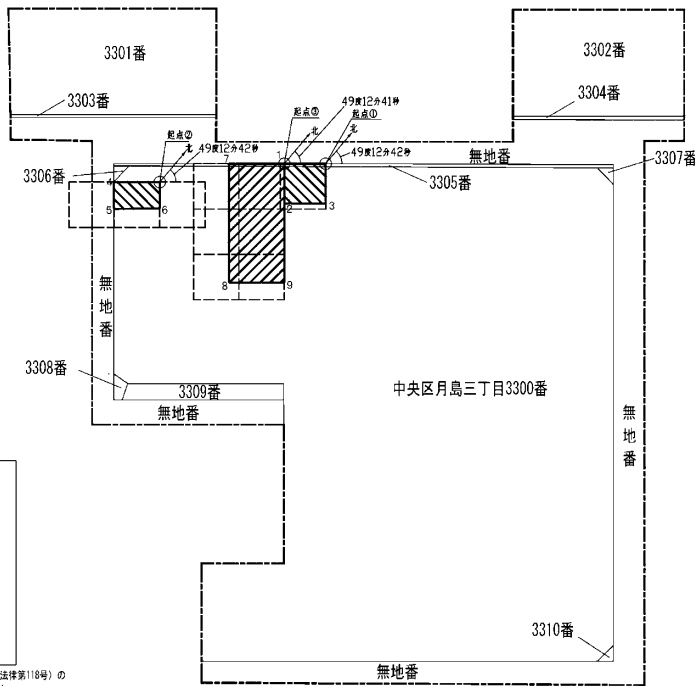
令和四年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区月島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



| 地点 | X座標 | Y座標 |
|-----|------------|-----------|
| 起点① | -37361.170 | -4914.624 |
| 1 | -37367.176 | -4921.492 |
| 2 | -37374.161 | -4916.359 |
| 3 | -37389.148 | -4930.498 |
| 起点② | -37368.715 | -4939.131 |
| 4 | -37395.388 | -4946.747 |
| 5 | -37399.520 | -4942.844 |
| 6 | -37393.060 | -4936.387 |
| 起点③ | -37367.176 | -4921.492 |
| 7 | -37375.202 | -4930.663 |
| 8 | -37394.923 | -4913.431 |
| 9 | -34386.906 | -4904.259 |

起点及び境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第118号）の規定により世界測地系座標計算により作成した。

【凡例】

- 単出区画
- 筆境界
- 調査対象範囲
- - - 敷地境界
- 斜線 形質変更特種届出区域（この告示により指定する区域）
- 斜線 形質変更特種届出区域（令和4年東京都告示第1006号により指定した区域）

【起点】

起点①は、座標 (X=-37361.170, Y=-4914.624) とする。
 起点②は、座標 (X=-37389.148, Y=-4939.131) とする。
 起点③は、座標 (X=-37367.176, Y=-4921.492) とする。

【格子の回転角度】

起点① 49度12分42秒
 起点② 49度12分42秒
 起点③ 49度12分41秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) ビバモール八王子多摩美大前

二 店舗所在地 八王子市鏈水二丁目百八番一ほか

三 設置者名 株式会社ビバホーム

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十月六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和四年十月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 アニメイト池袋本店

二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十番十号ほか

三 設置者名 株式会社アニメイトホールディングス

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十月三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 東池袋二丁目計画

二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十三番七ほか

三 設置者名 住友商事株式会社

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十月三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和四年十月二十一日

一 店舗名 東京都知事 小池 百合子

二 店舗所在地 (仮称) 自由が丘二丁目計画

三 設置者名 目黒区自由が丘二丁目二十七番一ほか八筆

四 意見書 イオンモール株式会社

ア 提出者及び住所 個人 目黒区在住

イ 概要 小売店の営業時間、駐車場利用時間帯、荷捌きを行うことができる時間帯の終了時間が遅すぎる。いずれも午後七時までに終了するように願います。

ウ 収受日 令和四年十月五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六條の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を

次のとおり指定した。

令和四年十月二十一日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇四八 有限会社 赤神 将太 神奈川県川崎市多摩区菅馬場二丁目五番三号 令和四年九月三十日

一〇四八 株式会社 田子 裕基 神奈川県横浜市港南区大久保一丁目十七番十四号 同日

一〇四八 Life More 中野 達也 昭島市中神町千五百七十八番地四十八号 同日

一〇四八 有限会社 小野 賢悦 大田区大森中三丁目九番十三号 同日

一〇四八 株式会社 ファーストテック 石川 俊之 千代田区神田須田町一丁目十二番地FICビル二階 同日

一〇四八 株式会社 ワタナベ工業 渡邊 純也 埼玉県川口市柳崎三丁目五番十六号 同日

一〇四八 湘南ホーム 智田 康太 神奈川県茅ヶ崎市今宿四百五十九番地六 同日

一〇四九 AQUA 株式会社 久保誠二郎 足立区加賀一丁目十七 同日

| | |
|---|--|
| <p>一〇四九 株式会社 小林 隆浩 八王子市子安町一丁目三十番二十号</p> | <p>六七六五 ウィット 企画 高橋 三男 多摩市永山五丁目二十三番地の九</p> |
| <p>一〇四九 株式会社 清水 義治 埼玉県新座市片山一丁目十九番七号</p> | <p>六六二四 鈴木建設 株式会社 鈴木 豊 埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目十七番地六</p> |
| <p>一〇四九 合同会社 玉木 優佑 足立区佐野一丁目四番二号</p> | <p>九五二八 株式会社 北本組 北本 親平 千葉県市川市曾谷四丁目七番一号</p> |
| <p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。 令和四年十月二十一日</p> | <p>七〇二一 ラインサービズ 高橋 清人 埼玉県久喜市中央二丁目四番二二号KIYOMIビル一階</p> |
| <p>東京都水道局長 古 谷 ひろみ</p> | <p>七〇六八 株式会社 山田総業 山田 晃 千葉県船橋市二宮二丁目三十七番九号</p> |
| <p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日</p> | <p>七二五七 有限会社 水工社 名取 茂 埼玉県所沢市大字中富七百五十二番地十八</p> |
| <p>八七八五 青木管工 青木金次郎 江東区北砂四丁目十八番六号</p> | <p>九六五二 ワタナベ 住設 渡邊 純也 埼玉県川口市柳崎三丁目五番十六号</p> |
| <p>七二二八 有限会社 大和建設 小嶋 広明 東和市蔵敷一丁目四百五番地</p> | <p>一〇一九 ユウキ水道 玉木 優佑 足立区佐野一丁目四番二号</p> |
| <p>七三二〇 株式会社 いいじま 飯島 良夫 埼玉県比企郡川島町大字上伊草千三百六十四番地</p> | <p>同日</p> |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

